

掲載の範囲及び審査基準の例示

掲載の範囲に規定する項目	例示	
	業種または業態	広告内容
(1)法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの	法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者 法令を遵守しない業者に対して広告の場を提供することは好ましくないため 各種法令に違反している事業者 八雲総合病院は公共病院であるので、法令に違反している事業者に対し、広告の場を提供すべきではないため	広告に関する規定がある法令等に違反するもの 医療法(第69条～第71条)介護保険法(第98条)薬事法(第66条～第68条)等の規定に違反するものは広告として不適切であるため
(2)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの  一般に社会的妥当性を欠く契約は無効(民法第90条等関係)とされ、これに該当する、あるいは該当するおそれがある場合は掲載すべきではないため	暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)に定める暴力団に関する者 住民生活の安全と平穏の確保が図れなくなるおそれがあるため	暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 自由権・生存権などの人権侵害となるため 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの 差別的な表現が人権の侵害となるため セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの 性差別は、男女共通の人権の侵害となるため 露骨な性表現などを用いるもの 性的欲求を刺激し、犯罪行為を助長するおそれがあるため
(3)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの		政治性のあるもの又は公職選挙法(昭和25年4月15日法律100号)の適用を受ける選挙に関係するもの 直接・間接的に公職選挙の妨げとなつてはならないため 宗教性のあるもの 憲法第20条第3項「政教分離の原則」のため 社会問題についての主義主張 社会問題となっている事象については、政治的宗教的中立性が危うくなるおそれがあるため 名刺広告 広告掲載目的が不明であり、単なる売名行為となるおそれがあるため
(4)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの  北海道消費生活条例に反するため	貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業 一般に業種を否定するものではないが、無防備な利用が消費者の経済的破綻を助長するおそれがあるため、公共として広告を掲載させることは不適切であると考えられるため。 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者(マルチ商法、催眠商法等の悪質商法等) 消費者の経済的破綻を助長するおそれがあるため	責任の所在及び内容が不明確なもの 信頼性の担保ができず、広告に起因する不利益の生じるおそれがあるため いたずらに投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの 消費者が正常な判断ができなくなり、経済的破綻に陥るおそれがあるため 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告 信頼性の担保ができず、広告に起因する不利益を善良な消費者に与えるおそれがあるため 信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの 市場の公平性が失われるおそれのある情報が、善良な消費者に誤った認識に基づく経済活動を誘発するおそれがあるため 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの 暴力的な言動などにより、住民生活の安全と平穏の確保が図れなくなるおそれがあるため
(5)青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの  青少年の保護のため (児童福祉法・少年法・児童虐待防止法)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種もしくはこれに類する業種を営む事業者 青少年の健全育成を阻害するおそれがあるため	露骨な性表現などを用いるもの 性的欲求を刺激し、犯罪行為を助長するおそれがあるため
(6)八雲総合病院が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のあるもの		
(7)誇大広告及び不当表示、その他表現が不適切なもの		責任の所在及び内容が不明確なもの 信頼性の担保ができず、広告に起因する不利益の生じるおそれがあるため 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はおそれのあるもの 信頼性の担保ができず、広告に起因する不利益を生じるおそれがあるため 露骨な性表現などを用いるもの 性的欲求を刺激し、犯罪行為を助長するおそれがあるため
(8)前各号に定めるもののほか、掲載することが好ましくないと病院長が判断するもの		